

## 春日井市自然環境保全活動推進員要綱

### (設置)

第1条 春日井市自然環境の保全を推進する条例（平成16年春日井市条例第41号）第24条の規定に基づき、春日井市自然環境保全活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

### (推進員)

第2条 推進員は、次に掲げる要件に該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市が行う養成講座を修了した者であること。
- (2) 自然環境の保全に関し、熱意を持ち、積極的に活動等ができる者であること。
- (3) 自然環境の保全に関する諸活動において、地域住民の中心となりうる者であること。

### (職務)

第3条 推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 自然環境の保全に関して市の行う普及啓発活動等に必要な協力をする事。
- (2) 自然環境の保全のため必要な巡回活動を行うこと。
- (3) その他自然環境の保全に関する活動を行うこと。

### (任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、現に存する推進員の任期の途中において、新たに推進員を委嘱するときの任期は、現に存する推進員の任期満了の日までとする。

### (取消)

第5条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する職務を遂行することができなくなり、辞退の申し出があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、推進員として適格性を欠いたと認めるとき。

### (身分証明書)

第6条 推進員は、職務遂行にあたって、常にその身分を証する証明書（第1号様式）を携帯しなければならない。

2 推進員は、職務遂行にあたり関係人より身分を証明する請求があったときは、速やかに当該証明書を提示しなければならない。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行日に委嘱された推進員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

(表)

		第 号
春日井市自然環境の保全を推進する条例第24条に規定する自然環境の保全に関する知識を普及し、及び保全活動を推進するための		
身 分 証 明 書		写 真
住 所		
氏 名		
	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	春日井市長	印

(裏)

春日井市自然環境の保全を推進する条例 (抜すい)

(自然環境保全活動推進員)

第24条 市長は、自然環境の保全に関する知識を普及し、及び保全活動を推進するため、春日井市自然環境保全活動推進員を置くことができる。

春日井市自然環境保全活動推進員要綱 (抜すい)

(職務)

第3条 推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 自然環境の保全に関して市の行う普及啓発活動等に必要な協力をする事。
- (2) 自然環境の保全のため必要な巡回活動を行う事。
- (3) その他自然環境の保全に関する活動を行う事。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。